

## 第3節 生活の安全・安心の確保

### ◆ 1 医薬品等の安全確保 ◆

#### 現 状

##### ■ 医薬品の安全確保

医薬品は、日常生活や医療に必要不可欠なもので、住民の生命や健康増進に大きく貢献しています。そのため、住民が安心・信頼して医薬品を使用できるようにするためには、薬局や医薬品販売業者による医薬品の安全管理の徹底が必須になります。

平成 29 年に、肝炎治療薬「ハーボニー」等の偽造医薬品が流通し、患者に調剤される事案が発生しました。そのため、医薬品医療機器等法の省令改正が行われ、より一層の品質確保、安全確保の措置が義務付けられました。

また、市販薬のうち、濫用等のおそれのある医薬品<sup>1</sup>を販売する際には、濫用防止の観点から、薬局等の販売者による購入者への確認や情報提供が求められています。

##### 薬局・医薬品販売業の施設(令和 5 年度)

区 分	施設数(年度末)					
	圏域	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市
薬 局	355	91	70	44	52	98
店舗販売業	138	35	29	14	23	37
卸売販売業	24	8	3	4	3	6

##### ■ 地域における薬局の役割の変化

平成 27 年に国が公表した「患者のための薬局ビジョン」では、患者・住民にとって真に必要な薬局の機能を明らかにし、地域包括ケアシステムの中で果たすべき薬局のあり方が示されています。

本ビジョンを踏まえ、平成 28 年 4 月からは、患者の服薬情報を一元的かつ継続的に把握して薬学的指導にあたる「かかりつけ薬剤師・薬局」制度が、同年 10 月からは地域包括ケアシステム的一端を担い、地域住民による主体的な健康の維持・増進の取組を積極的に支援する「健康サポート薬局」の届出が開始されました。

さらに、令和 3 年 8 月からは「地域連携薬局<sup>2</sup>」と「専門医療機関連携薬局<sup>3</sup>」といった特定の機能を有する薬局の認定制度も始まっています。

このように、地域における薬局の役割の変化とともに法整備も進み、在宅医療を含め、患者が住み慣れた地域で安心して医薬品を使用できる環境づくりの一層の推進が求められています。

<sup>1</sup> 濫用等のおそれのある医薬品：厚生労働省告示により、「エフェドリン」、「コティン」、「ジヒドロコティン」、「プロモバレルリル尿素」、「プソイドエフェドリン」、「メチルエフェドリン」とその水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤が指定されている。販売授与時の方法が規定されている。

<sup>2</sup> 地域連携薬局：外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局

<sup>3</sup> 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理が必要な利用者に対して、他の医療提供施設との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局



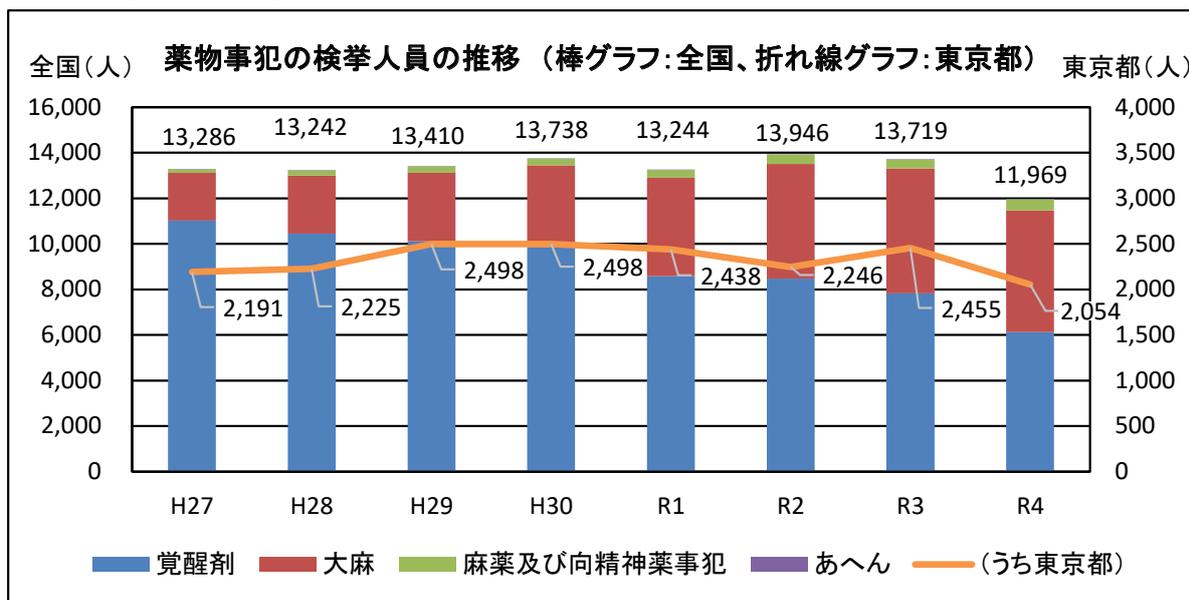
資料：厚生労働省「患者のための薬局ビジョン概要」

■薬物乱用防止対策

東京都は「東京都薬物乱用対策推進計画」を策定し、「地域社会前提の薬物乱用防止意識の醸成」をはじめとした啓発活動等、様々な取組を推進してきました。

しかし、国内での薬物事犯検挙人員のうち覚醒剤事犯は年々減少しているものの、大麻事犯は8年連続で増加しています。大麻事犯の検挙者数のうち、30歳未満の割合が高く、東京都では検挙人員全体の約7割を占めるなど、若者への薬物の浸透が懸念される状況となっています。若者が大麻を使用してしまう原因の一つとして、大麻についての間違った知識や情報がインターネットやSNS等に氾濫していることが考えられています。

違法薬物だけではなく、薬局や店舗販売業で購入できる市販薬でも、誤った使い方をすれば、健康被害を引き起こしたり、依存症になるおそれがあります。特に近年では、若者による市販薬の過量摂取（オーバードーズ）が問題となっています。また、市販薬への依存が、大麻や覚醒剤などの違法薬物への依存のきっかけになることもあります。

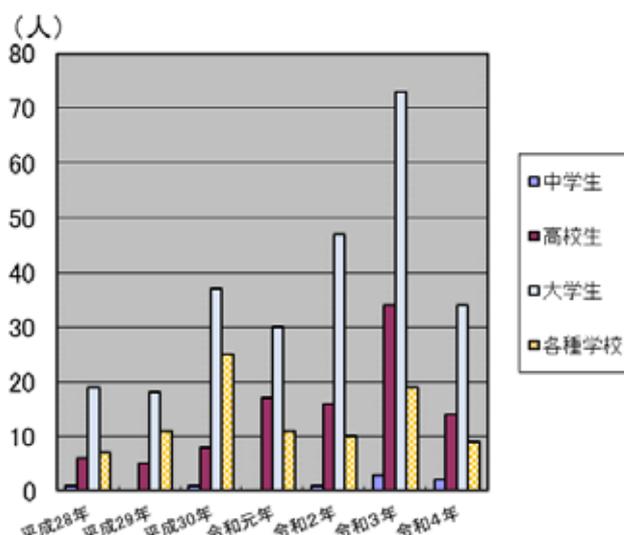
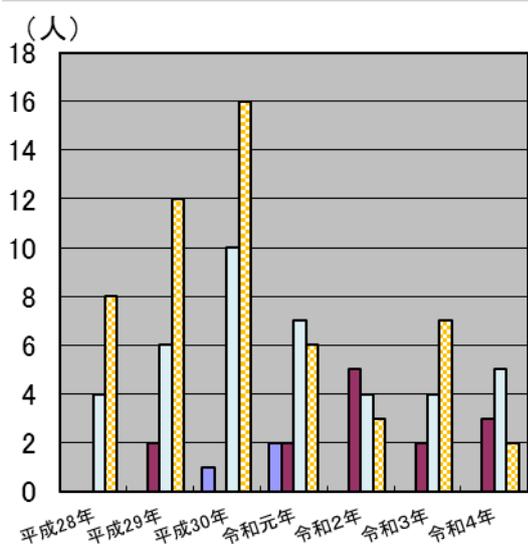


資料：警察庁「警察白書」、警視庁「警視庁の統計（令和4年）」

第2部各論 第2章

東京都における学生の覚醒剤検挙人員

東京都における学生の大麻検挙人員



資料：東京都薬物乱用防止推進協議会「東京都薬物乱用防止活動の手引き」（令和6年3月）

課 題

(1) 偽造医薬品の流通、調剤過誤、偽造処方箋による向精神薬等の搾取等の発生を防止するため、医薬品の品質・安全性の確保の徹底が求められています。

市販薬の過量摂取による健康被害が報告されており、販売時における確認や情報提供等の販売ルールの徹底が必要です。

(2) 薬に関していつでも気軽に相談できる「かかりつけ薬剤師・薬局」や、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する役割を担う「健康サポート薬局」の更なる普及と定着が必要です。

多くの市民が自ら「かかりつけ薬剤師・薬局」を選び、健康の維持・増進のために「健康サポート薬局」を活用できるよう、市民に対する制度の周知が必要です。

(3) 薬物乱用を許さない地域社会を目指すためには、地域全体で薬物乱用を防止する意識を醸成することが重要であり、そのためには地域や関係機関との連携が不可欠です。

大麻や市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）をはじめ薬物に関する間違った知識や情報が拡散しており、若年層への早い段階からの正しい知識の普及が必要です。

医薬品の適正使用のために、子供のうちから薬の正しい使用方法を学ぶことのできる機会の創出が求められています。

## 今後の取組

### (1) 安全確保に向けた効果的な薬事監視指導の実施

保健所は、薬局等の医薬品関連事業者に対し、計画的かつ実効性の高い監視指導を実施し、より確実な医薬品等の品質・安全性の確保を目指します。

OTC 医薬品（一般用医薬品）を扱う薬局・店舗販売業者に対して、濫用等のおそれのある医薬品の販売ルールを周知徹底し、適正販売に関する監視指導を実施していきます。

薬事講習会等の機会を通じて、法や制度の改正等の周知や情報提供を行い、医薬品関連事業者による法令等の遵守を図っていきます。

### (2) かかりつけ薬剤師・薬局、健康サポート薬局等の普及の推進

保健所と薬剤師会が連携して、「かかりつけ薬剤師・薬局」、「健康サポート薬局」の普及拡大を図ります。また、「かかりつけ薬剤師・薬局」、「健康サポート薬局」としての機能定着に向けた必要な助言・指導を行っていきます。

また、市や薬剤師会と協力して、広報や薬と健康の週間<sup>1</sup>等の機会を活用し、「かかりつけ薬剤師・薬局」、「健康サポート薬局」の役割・有用性について、市民に向けた普及啓発を実施していきます。

### (3) 薬物乱用防止対策の推進

保健所は、薬物乱用防止推進地区協議会、薬剤師会等の関係機関と協働して啓発に取り組み、薬物乱用防止に向けた意識・環境づくりを推進していきます。特に、大麻についての正しい知識<sup>2</sup>や医薬品の適正使用、市販薬の乱用防止に関する啓発を実施していきます。

市は、小中学生等を対象に、学校薬剤師や東京都薬物専門講師制度<sup>3</sup>等を活用した「薬物乱用防止教育」や「お薬教育」等を実施し、薬物乱用防止を含めた薬の正しい知識の普及に努めていきます。また、保健所は上記の市の取組を含め、関係機関による子供向け普及啓発活動や保護者等の大人に向けた啓発への展開を支援し、充実を図っていきます。

## ▶ 保健医療の指標

重点目標	薬物乱用防止対策の推進
指標	薬物乱用防止に関する普及啓発
ベースライン	令和5年度
指標の方向 目標値	充実させる

<sup>1</sup> 薬と健康の週間：医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知ってもらうために、厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会が主催で、積極的な啓発活動を行う週間。毎年10月17日から10月23日までの1週間実施されている。

<sup>2</sup> 大麻についての正しい知識については、「薬物乱用防止 多摩小平保健所」で検索

<sup>3</sup> 東京都薬物専門講師制度：東京都において、都内における薬物乱用防止教室や講習会に薬物専門講師(主として薬剤師)を派遣する制度



## コラム

### 薬局の地域への貢献

-薬局-

新型コロナウイルス感染症の流行下において、薬局の薬剤師が地域のために行っていた取組をご存じでしょうか。実際には、以下の活動を通じて地域に大きく貢献してきました。

- ・市が実施するワクチン接種への技術協力
- ・自宅療養者を対象とした治療薬等の提供
- ・抗原検査キットの販売や検査事業への協力
- ・新型コロナウイルスや感染対策に関する正しい情報の発信・相談対応

このように薬局は、処方箋の調剤や医薬品の販売だけでなく、患者一人一人の健康づくりに積極的に関わるようになってきています。また、普段から利用する「かかりつけ薬剤師・薬局」を持っておくと、次のような活用メリットがあります。

- ・使っている薬の情報を1か所でまとめて把握し、薬の重複や飲みあわせ、副作用等を継続的に確認します。
- ・夜間や休日等の開局時間外でも薬に関する電話相談に応じたり、患者の自宅に伺って在宅医療のサポートも行います。
- ・処方医をはじめとした医療機関と連携し、服薬状況の確認や健康に関する相談、必要に応じて医療機関への受診勧奨も行います。



このほかに、地域住民の病気の予防や健康をサポートする「健康サポート薬局」や特定の機能を持つ薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）もあります。（P.132 参照）ぜひ、薬剤師の役割や薬局の機能を知り、ご自身に合った薬局を選んで上手に利用しましょう。

## コラム

### 薬の正しい使い方とお薬教育の重要性

-小平市薬剤師会、小平市学校薬剤師会-

日本国内で流通している薬は、国が用法用量について安全性と効能効果を確認した上で承認したものです。一方で、承認を受けた薬であっても副作用が起こるリスクは存在します。

また、用法用量を守らない使用方法（オーバードーズ等）により、健康に甚大な影響を与える危険性もあります。このような健康被害を防ぐためには薬の説明書をよく読み、記載内容を守って「薬を正しく使う」ことが重要です。

小平市薬剤師会及び小平市学校薬剤師会では、平成14年度から「お薬教育」に取り組んでおり、現在は市内の全公立小中学校ごとの担当薬剤師（学校薬剤師）が「お薬教育」や「薬物乱用防止教育」をテーマにした授業の実施に深く関わっています。授業では、養護教諭・保健体育教諭と協働して「薬の役割」、「薬の正しい使い方」、「薬物乱用防止」等について、動画や実験、クイズを盛り込むなど、工夫を凝らした授業を行っています。

この活動を近隣地域にも推進するために、多摩小平保健所管轄内5市の学校薬剤師や「お薬教育」に関心のある薬剤師、学校関係者、大学教授等による「おくすり教育推進協議会」が定期的開催されています。協議会では、授業内容や啓発方法についての検討、学校で教育活動を行う薬剤師のスキルアップを図る研修、オーバードーズ防止教育に向けてのグループディスカッションなど、「お薬教育」の充実を図るための様々な取組を行っています。



小学校での薬物乱用防止教室の様子

## ◆ 2 食品の安全確保 ◆

### 現 状

#### ■地域における食を取り巻く環境の変化

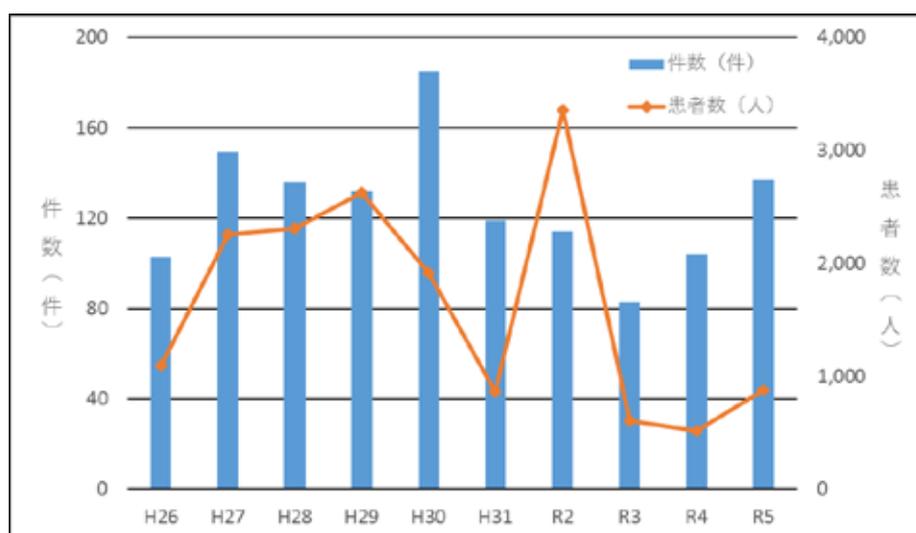
食は毎日のくらしに欠かせないものであり、その安全を確保することは住民の健康を守るために極めて重要です。そのため、東京都では「食品安全推進計画<sup>1</sup>」を策定し、食の安全確保に関する様々な施策の充実を図ってきました。また、保健所では飲食店等の食品事業者に対する監視指導や検査等を通じて、食品による健康被害の未然防止に取り組むとともに、食中毒等の発生時には原因究明や再発防止等における迅速かつ確な対応に努めています。

一方、近年では、子供食堂や認知症カフェをはじめとした食の提供主体の多様化や、新型コロナウイルス感染症の影響によるテイクアウトや宅配利用の増加など、地域における食を取り巻く環境が大きく変化しています。それに伴い、食品衛生に関する新たな課題も生じており、事業者が適切に衛生管理を行うための助言指導や技術的支援が求められています。

#### ■食中毒の発生状況

都内における食中毒の発生件数は年間 100 件前後、患者数は 2,000 人前後で推移していましたが、令和 3 年は 83 件、610 人であり、発生件数は平成 17 年以降では最少、患者数は記録が残る昭和 24 年以来の最少となりました。さらに令和 4 年の患者数は、令和 3 年よりも少ない 519 人となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛等により飲食店の利用機会が減少したこと、患者数については発生件数の減少に加え、患者数が少数の事件の割合が増加したことが背景にあると考えられます。一方で、令和 5 年は 137 件、878 人と、発生件数、患者数ともに増加しており、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行し、外食や会食の機会が増えたことが影響していると考えられます。

食中毒発生件数と患者数(東京都全体)

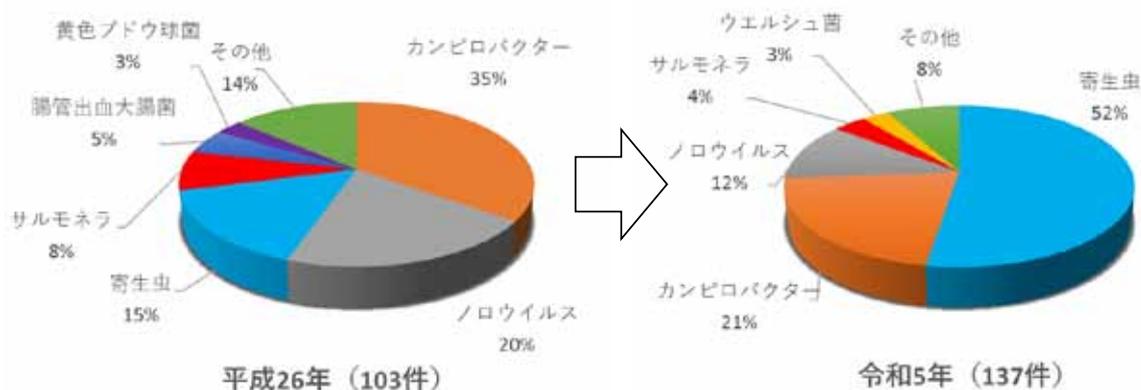


資料：東京都保健医療局「食中毒の発生状況」

<sup>1</sup> 食品安全推進計画：食品の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年に策定された計画。以降、食品安全をめぐる様々な課題に対処するため、定期的に改定している。重点的に取り組むべき施策の進捗状況については、東京都食品安全審議会（食品安全条例に基づき、食品の安全確保に関する施策について調査審議する機関）に年度毎に報告するとともに、広く都民に公表している。

食中毒の病因物質別では、魚介類の生食を原因とするアニサキス等の寄生虫による食中毒の割合が増加しており、全体件数の半数以上を占めるようになりました。生や加熱不足の鶏肉等を原因とするカンピロバクター食中毒は、発生件数は減少していますが、細菌性食中毒の中では依然として最多の状態が続いています。ノロウイルスも1件当たりの患者数は多い傾向にあるため、引き続き注意が必要です。

### 東京都の病因物質別食中毒発生件数の変化



資料：東京都保健医療局「食中毒の発生状況」

#### ■HACCP<sup>1</sup>に沿った衛生管理の導入・定着

食品事業者が自主的に衛生管理に取り組むことは、食中毒等による健康被害の発生を未然に防止し、食品全体の安全性の向上につながると考えられています。そのため、平成30年の食品衛生法改正により、原則全ての食品事業者がHACCPに沿った自主的な衛生管理に取り組むこととなりました。

食品事業者がHACCPに沿った衛生管理を行うには、衛生管理計画の作成や実施状況の記録等が必要です。そのため、保健所では窓口や実地検査、講習会等の機会を捉え、計画作成に係る助言や記録の確認など、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着に向けた支援を行っています。

#### ■食品の安全に関するリスクコミュニケーション<sup>2</sup>

食の安全確保を推進するためには、市民・食品事業者・行政がそれぞれの取組について相互に理解を深めることが大切です。そのため、保健所では市民や食品事業者に対して、広報誌や講習会等により、食中毒の危険性やその予防方法など、食品衛生に係る正しい知識の普及に取り組んでいます。また、地域における食品衛生の向上を図るため、食品衛生推進員<sup>3</sup>と意見交換を行う機会を設けています。

<sup>1</sup> HACCP（ハザード）（Hazard Analysis and Critical Control Point）：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

<sup>2</sup> リスクコミュニケーション：コラム「食品の安全に関するリスクコミュニケーション」（141ページ）参照

<sup>3</sup> 食品衛生推進員：コラム「食品の安全に関するリスクコミュニケーション」（141ページ）参照

## 課題

- (1) 食品安全に関する様々な課題に対して的確に対応することが求められています。特に、食の提供主体の多様化など、地域における新たな課題に重点的に取り組むことが大切です。
- (2) 食中毒等の健康被害を未然に防止するためには、施設への監視指導、検査に加え、発生動向や関係情報に基づく衛生教育の実施が重要です。また、健康被害の発生等の緊急時には、原因究明、被害拡大防止、再発防止措置等の迅速かつ的確な対応が求められます。
- (3) HACCP に沿った衛生管理の制度化により、食品事業者による導入は進みつつありますが、今後は衛生管理を継続し定着させることが重要です。また、社会福祉施設や学校、保育園等の給食施設は、ひとたび食中毒が発生すると多数の患者や重症者が発生するおそれがあるため、重点的な支援が必要です。
- (4) リスクコミュニケーションを推進するには、市民や食品事業者が食の安全に関する最新情報を気軽に得られる環境づくりが大切であり、そのためには様々なツールや機会を活かした情報発信が必要です。また、保健所には学園祭や祭事等における食品提供に関する相談や、食中毒や食品に関する苦情等の問合せも多く寄せられており、このような機会を市民との相互理解の場として活用することも重要です。

## 今後の取組

### (1) 東京都食品安全推進計画等に基づく食品の安全確保に関する取組の推進

保健所は、「東京都食品安全推進計画」に基づき、圏域各市、関係機関、関係団体等と連携して、食品の安全確保に関する取組を着実に推進していきます。また、毎年策定される「東京都食品衛生監視指導計画<sup>1</sup>」に基づき、重点的、効果的かつ効率的な監視指導を実施し、地域における新たな課題にも的確に対応していきます。

### (2) 食中毒対策の推進

保健所は、施設への監視指導や検査、食中毒に関する最新知識等を踏まえた衛生教育等を通じて、食中毒等の健康被害の未然防止を図るとともに、緊急時には迅速かつ的確に対応できる体制を整えていきます。食中毒が疑われる事例を探知した際は直ちに調査を行い、原因の究明に努めるとともに、調査結果に応じて被害拡大防止措置を講じ、再発防止に向けた指導を徹底していきます。

### (3) HACCP に沿った衛生管理の導入・定着に向けた支援

保健所は、衛生管理計画の作成・記録を補助する「食品衛生管理ファイル」の提供や、HACCP 相談会の開催により、食品事業者に対する導入支援を行っていきます。また、定着に向けて、各事業者の衛生管理状況を踏まえたきめ細やかな技術支援を実施していきます。

特に、社会福祉施設や学校、保育園等の給食施設に対しては、衛生教育や監視時の確認を充実させる等、衛生管理の向上に向けて重点的に支援していきます。

<sup>1</sup> 東京都食品衛生監視指導計画：食品衛生法に基づき、年度ごとに自治体が策定する食品衛生に関する監視指導の実施に関する計画。定めた計画の公表や厚生労働大臣及び内閣総理大臣への報告、計画の実施状況の公表なども規定されている。

**(4) 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進**

保健所は、ホームページや情報誌、講習会等を活用し、食品の安全に関する様々な情報をわかりやすく提供するとともに、デジタルツール等を活用しながら、市民や食品事業者がより情報を得やすい環境づくりに取り組んでいきます。また、当圏域各市、関係機関、関係団体と意見交換を行い、その内容を監視指導や普及啓発等の事業に反映させていきます。さらに、市民からの相談や問合せの場をリスクコミュニケーションの機会として捉え、相互理解を図っていきます。

**▶ 保健医療の指標**

重点目標	HACCP に沿った衛生管理の導入・定着への支援
指標	社会福祉施設や学校、保育園等の給食施設に対する支援
ベースライン	令和5年度
指標の方向 目標値	充実させる

コラム

食品の安全に関する  
リスクコミュニケーション -保健所-



「リスクコミュニケーション」とは消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見を交換する取組のことです。食品衛生分野では、平成 15 年の食品安全基本法制定、食品衛生法改正の際にこの考えが取り入れられ、意見交換会、パブリックコメント、講習会、ホームページを通じた情報発信等が、リスクコミュニケーションの取組とされています。リスクに関する正確な情報を共有し、意思疎通を図ることで、それぞれが責務や役割に合った取組を推進することを目標としています。

当所でもリスクコミュニケーションの一環として、事業者、市民との意見交換やご意見を踏まえた取組を進めており、ここではその一部をご紹介します。

◆ 食品衛生推進員との連携 ◆

東京都では、都内の営業者や食品関係の仕事に携わっている方のうち、社会的信望があり食品衛生の向上に熱意と識見を有する方に食品衛生推進員を委嘱しています。食品衛生推進員には、各保健所等における普及啓発活動への協力や食品事業者からの相談対応、地域の情報提供などの場において活動いただいています。

当所では年に 2 回、食品衛生推進会議を開催しており、圏域内で活動されている食品衛生推進員と食品衛生の向上や当所が実施する食品衛生事業について、意見や情報を交換しています。

◆ 食品事業者を対象にした講習会 ◆

食品の営業許可の更新予定者を対象にした講習会や食品事業者の各業態に応じた講習会など、アンケートや意見交換の内容を踏まえて、事業者のニーズや特色に合わせた取組を行っています。また、管内の全事業者を対象とした実務講習会は会場での開催だけでなく、オンデマンドでも配信しています。

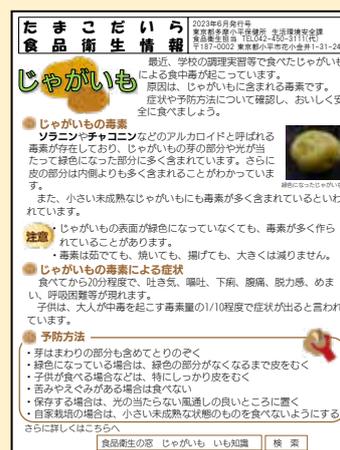
◆ 情報誌の発行 ◆

日頃から電話や来所にて食品衛生に関する相談や問合せは様々寄せられますが、その中から事業者や市民に広く注意喚起を促したい内容をピックアップして、情報誌「たまごだいら食品衛生情報」にまとめて広報しています。右の情報誌は、調理実習で茹でたじゃがいもを食べた生徒が体調不良になった事例を受けて、じゃがいもを取り扱う際の注意事項や食中毒の予防方法等をまとめたものです。

◆ 動画による情報発信 ◆

お祭り・イベント等における食品提供については、事業者だけでなく市民からの相談や問合せも多く寄せられます。そのため、相談・問合せ内容を踏まえ、ルールや手続きを分かりやすく動画にまとめて配信しています。

講習会のオンデマンド配信のお知らせや情報誌、動画等は当所のホームページに掲載していますので、ぜひのぞいてみてください。



## ◆ 3 生活環境の安全確保 ◆

## 現 状

## ■環境衛生営業施設等の衛生確保

当圏域には、約 1,700 件の理容所・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館等の環境衛生営業施設があり、多くの都民が日常利用しています。これらの施設には、法令等により、衛生水準の維持や向上を目的として、施設の清掃・清潔保持、使用器具の洗浄・消毒、空気環境や水質確保等の基準が設けられています。保健所では、定期的な立入検査により維持管理状況を確認し、営業者に対して法令等の基準に基づいた監視指導を行うとともに、営業者による自主管理の推進に努めています。

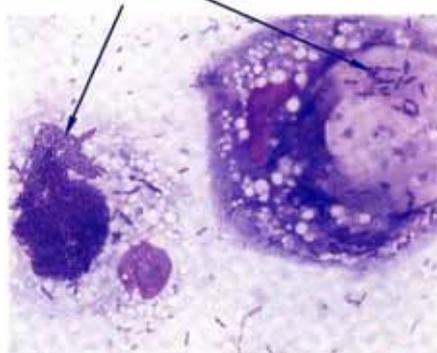
プールについては、容量が 50m<sup>3</sup> 以上の施設にはプール等取締条例で構造設備や維持管理に係る基準が定められており、スポーツクラブ等の営業施設のほか、小中学校等の多くの学校が対象になります。一方、国内では、遊泳者の溺死、排水口への吸込み、薬剤の誤混合による有害ガス発生等の事故が発生しており、各施設における安全対策の徹底が求められています。保健所では、プールにおける安全・衛生を確保するため、毎年度、全施設に対して監視指導を行うとともに、営業プールや学校プールの営業者・管理者、幼稚園・保育所等の容量が 50m<sup>3</sup> に満たない小規模プール管理者等を対象とした講習会を開催しています。

飲料水は、都や市の水道から直接供給されるもののほか、貯水槽を経由するものや地下水を利用するものなど多岐にわたります。保健所が所管する給水施設には、水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（以下、「小規模貯水槽水道条例」という。）に基づく小規模貯水槽水道等、飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱（以下、「飲用井戸要綱」という。）に基づく飲用に供する井戸等があります。市民の健康を守るためには、これら水道施設等を適正に管理し、飲料水の安全を確保することが重要です。

## ■レジオネラ症等による健康被害の未然防止

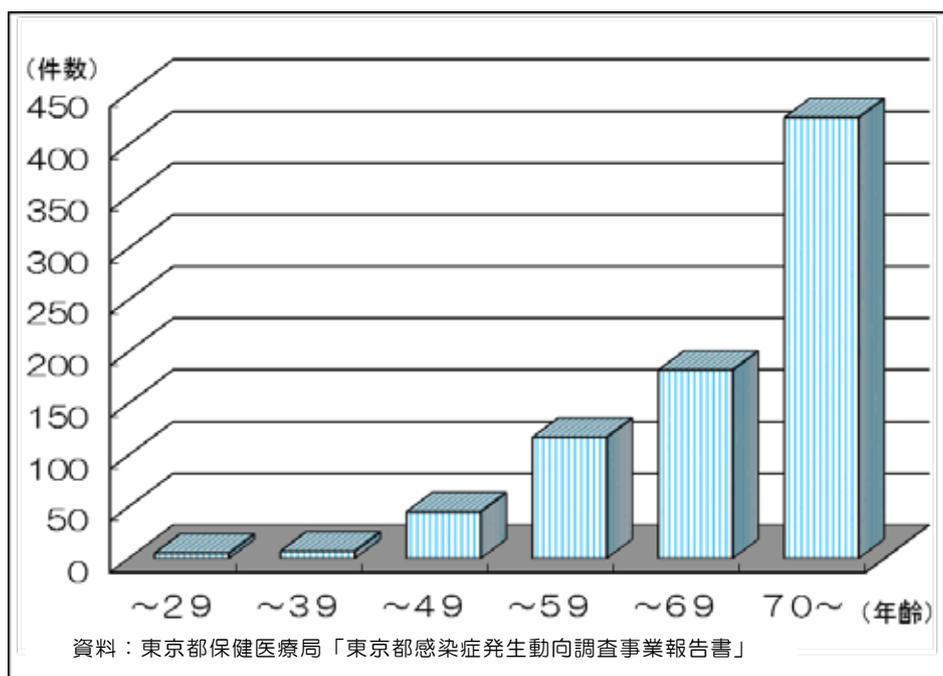
感染症法で四類感染症に分類されるレジオネラ症は、免疫力の低下した高齢者を中心に多く感染し、時として重篤な肺炎を引き起こすことが知られています。国内では、主に入浴施設等を発生源とした感染事例及び死亡事故が発生しており、都内でも患者の発生が多数報告されています。

レジオネラ属菌



【アメーバに寄生するレジオネラ属菌の顕微鏡写真（国立感染症研究所提供）】

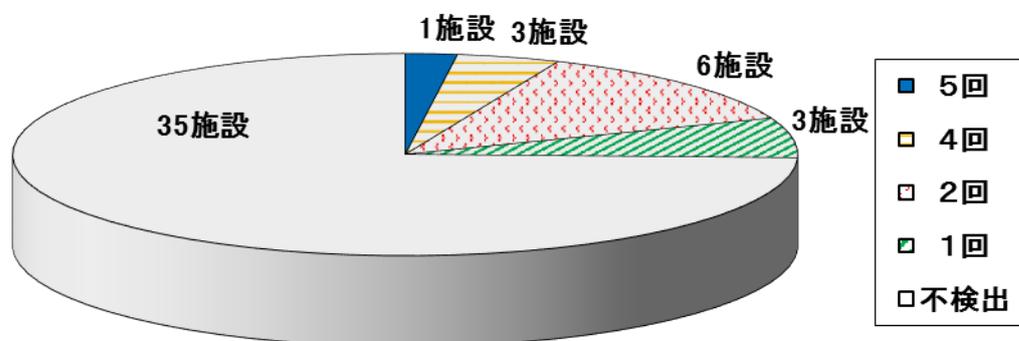
東京都におけるレジオネラ症患者発生数(平成30年～令和4年)



原因となるレジオネラ属菌は土壌や淡水に広く生息していますが、循環式浴槽や加温プール等の人工環境中にも存在しており、維持管理が不適切な場合に増殖することがあります。レジオネラ属菌の感染を防ぐため、多くの市民が利用する公衆浴場等では適切な衛生管理の徹底が重要です。

当圏域では、「公衆浴場等におけるレジオネラ症発生予防対策の充実」を重点目標に掲げ、公衆浴場等の営業施設に対して、ろ過器や配管の消毒、残留塩素濃度の確保等に係る指導、水質検査及び自主管理推進等の予防対策に取り組んできました。また、社会福祉施設における自主管理を推進するため、施設調査及び助言・指導を行ってきました。

保健所が実施している浴槽水等の水質検査では、公衆浴場、プールにおけるレジオネラ属菌検出施設数は、毎年度、全体の1割前後で推移しています。また、令和元年度から令和5年度までの5年間に、レジオネラ属菌が複数回(2~5回)検出されている施設もあり、当該施設に対する重点的な改善指導が必要です。



当圏域における許可施設(公衆浴場、加温プール)でのレジオネラ属菌検出回数(令和元年度～令和5年度の5年間)

デング熱等の蚊が媒介する感染症のまん延防止のため、都では、定期的に都内で生息する蚊を捕集し、蚊の種類、数及びデングウイルス等の感染症病原体の有無を調査するとともに、保健所では、蚊の発生防止対策についてポスターや動画等による普及啓発を行っています。また、近年ではマダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）も国内で広く発生しており、草むらや藪などマダニが多く生息する場所に入る際に肌を露出しない等、マダニに咬まれない対策についての啓発も行っていきます。

居住環境においては、換気不足、建材・家具等から放散する有機化学物質、室内で発生するカビ、ダニ等の生活害虫、ねずみなど、住まいをめぐる健康に影響する様々な問題があります。保健所では、良好な空気環境を確保するための室内の換気対策について、動画により啓発しているほか、健康で快適な居住環境の確保に向けて策定された「健康・快適居住環境の指針」等を踏まえ、様々な相談への対応や普及啓発を行っています。

## 課 題

- (1) 環境衛生営業施設の衛生確保を図るため、監視指導を効果的、効率的に実施する必要があります。また、各施設の衛生管理に対する意識や衛生管理水準の更なる向上のため、営業者による自主管理の推進が求められています。

プールについては、事故発生の未然防止や衛生確保を徹底するため、営業者・学校の管理者等に対する安全・衛生に係る指導、啓発を実施していく必要があります。

飲料水の安全を確保するため、水道施設への立入検査や報告の徴収等を通じ、法令等に規定された衛生管理が行われているか確認し、適切な指導を実施する必要があります。

- (2) レジオネラ症発生予防の観点からレジオネラ属菌の発生を確実に抑制するため、公衆浴場等の営業者及び管理者に対して、施設の維持管理に係る指導を徹底するとともに、社会福祉施設等を含めて自主管理を推進していく必要があります。

デング熱、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の昆虫媒介感染症の発生防止や、健康で快適な居住環境の確保に向けた普及啓発に取り組んでいく必要があります。

## 今後の取組

- (1) 環境衛生施設等の衛生確保に向けた取組の推進

保健所は、過去の検査結果が不適だった施設の立入検査の頻度を高め、効果的・効率的な監視指導を実施していきます。また、自主管理点検報告を用いた日常管理の実施状況の確認を促す等、営業者自身による自主管理を支援していきます。

各プール施設に対して管理基準の遵守等に係る監視指導を行うとともに、プール講習会の開催や関係機関との連携を通じて、薬剤の誤混合等の事故防止や安全対策、衛生確保の徹底を図っていきます。

飲料水の安全を守るため、法令等に基づき、設置者等に対して適正な施設管理及び水質の確保を指導するとともに、衛生管理に必要な知識の啓発に取り組んでいきます。

- (2) レジオネラ症等の発生予防対策の推進

保健所は、公衆浴場等におけるレジオネラ症予防対策を徹底するため、各施設からの

維持管理状況の月例報告により日常の衛生管理の実態を把握するとともに、不適事項があった場合は改善に向けて適切に指導していきます。また、定期的にレジオネラ属菌検査を実施し、検出した場合は不検出となるまで改善措置を指導することで感染の未然防止を図っていきます。過去5年間にレジオネラ属菌が複数回検出されている施設については、原因を究明し、施設に応じた有効な対策を講ずるよう重点的かつ継続的に指導していきます。加えて、各施設による自主管理を効果的に推進するための講習会を実施するとともに、社会福祉施設等には普及啓発用リーフレットを配付する等、更なる充実を図っていきます。

昆虫媒介感染症の発生を防止するため、平常時における蚊の発生防止対策やマダニに咬まれない対策について、最新の知見や情報に基づいた効果的な啓発を実施していきます。また、室内の換気対策など良好な空気環境の確保、ダニ等の生活害虫などの居住環境における様々な相談に適切に対応するとともに、パンフレットやホームページ等の媒体を通じた情報発信にも取り組んでいきます。

### ▶ 保健医療の指標

重点目標	公衆浴場等におけるレジオネラ症発生予防対策の充実
指標	レジオネラ症発生予防対策に係る重点指導及び自主管理推進に向けた取組
ベースライン	令和5年度
指標の方向 目標値	充実させる

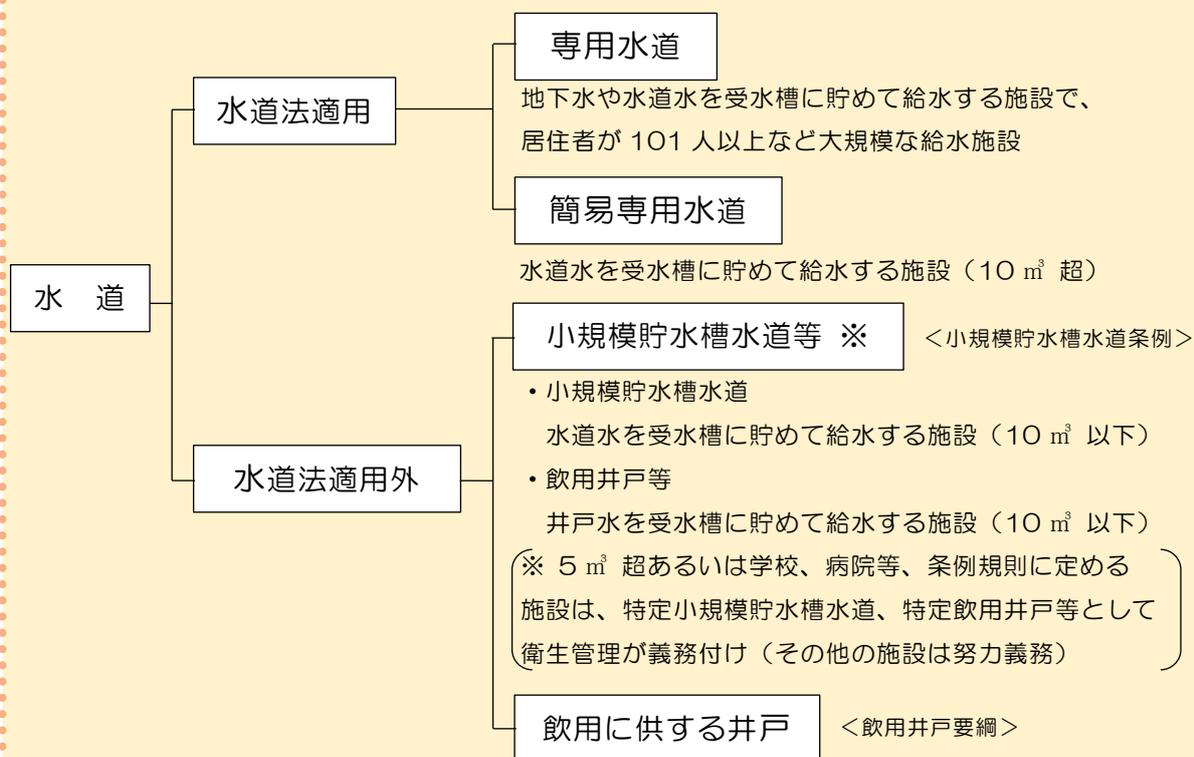
コラム

水道施設について -保健所-



保健所が監視・指導等を実施している水道施設は、施設の規模等によって以下の図のとおり分類されます。

水道法が適用される専用水道については、施設が毎月行う水質検査の報告を確認するとともに、定期的な立入検査等を実施しており、簡易専用水道については法定検査の受検報告等を確認しています。また、小規模貯水槽水道条例の対象となる小規模貯水槽水道等には、貯水槽の清掃、管理状況の検査・点検といった衛生管理等が規定されています。このうち、特定小規模貯水槽水道及び特定飲用井戸等については管理状況等の報告を求めるとともに、必要な指導を行っています。さらに、法令による規制がない飲用に供する井戸等に対しては、情報誌「井戸だより」の配付等を通じて、井戸の点検方法や水質検査など井戸の衛生的な管理に必要な知識を啓発しています。



建物内に設置された受水槽